

支部ニュース

2016年5月 No.510

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- 4月21日 戦争法廃止署名・事務所交流会
- 安保法制違憲訴訟を提訴（4月26日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 黒岩哲彦
- 憲法集会に参加して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 大住広太
- メーデーに参加して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 村松 暁
- 「法律家5団体主催～4月14日・刑訴法改悪に反対する法律家・市民のデモ」・・・ 横山 雅
- 弾圧事件についての学習会に参加して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 北原 新
- 要請&記者会見しました！～高校生の政治活動の自由の問題～・・・・・・・・ 仲里歌織
- ※【シンポジウム】おかしくない？投票できても声は出せない
～どうなる高校生の政治参加～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 仲里歌織
- 新人紹介
※平和や労働者の権利、生存権のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 水谷陽子
※たたかう法曹の一員として、様々な社会の不条理に立ち向かいたい・・・・・・・・ 伊藤安奈
- 若手弁護士へのメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 津田玄児
- 4月幹事会議事録

ソフトボール大会は10月28日（金）に決定！



4月21日 戦争法廃止署名・事務所交流会

【須藤支部長より情勢報告】

- 熊本地震の影響で、衆参同日選挙は無いという声が強くなっている。
- 北海道5区補選は、地元紙でも「接戦」と報道されている。この結果が大きな影響を与える。
- 憲法共同センターの集約では、署名数現在約684万筆（内東京約110万）。総がかりの他の団体の分を合わせると、5月3日までに1万筆は超えそう。
- 5月19日は署名提出の院内集会。5月3日の憲法集会は10万人規模の会場。成功させることが今後の運動の鍵になる。



【事務所交流】

- ◆東京 L/O（新屋）「事務所たより同封の署名用紙一斉発送は限界を迎えた。必ず署名が返ってくる依頼者を1人約10人ずつピックアップして、再度、各弁護士からの手紙付で署名用紙を送った。返信用封筒に切手を貼ったこともあり、戻りが早い。事務所内で「署名推進ニュース」を週2〜3回配付し、各人の進捗状況を共有している。可視化が大事。署名数が多いのは、憲法カフェ等で講師をしている弁護士。学習会の参加者に署名と返信用封筒を渡し、大量に返ってくる。事務局も友人・知人に手紙を同封して発送したり、街頭での署名集めを頑張っている。4月25日までに目標の5000筆を到達したい。」
- ◆東京南部（海部）「事務所ニュースとともに署名用紙と依頼文を約6800通発送。その結果、4月20日現在2266筆集まった。誰から何筆送られてきたかを事務所内ML等で共有している。その他、事務所街宣を毎月19日に実施。事務所の受付に署名用紙とBOX、各相談室に署名用紙とBOX・ポスターを置いている。事務所の目立つところにおいて、打合せの時に依頼者に署名をお願いするのを忘れないようにしている。学習会や憲法カフェの講師を若手が頑張っている。戦争法廃止オール大田で、街頭宣伝や講演会などを重ねている。5月14日には鳥越俊太郎氏の講演会を予定している。野党共闘を迫る運動を進めており、5月14日に大田区4区野党共闘に向けて市民が政策を語る企画を予定。『ママの会』や『怒れる女子会@大田』の発想はすごい。」
- ◆東京合同（緒方）「裏面がカラーの署名用紙を事務所の相談室に置いている。カラーの署名用紙にしたのは、集める側が持ち歩きたくなるようなものにしたかったから。事務所内のホワイトボードに署名数を貼り出している。事務所として署名集めを頑張ろうという雰囲気ではなく、地域の市民団体等の署名集めに協力している。学習会の講師として行っても、署名を事務所に持ち帰らずに、主催団体が集めた形にしている。」
- ◆旬報（大久保）「署名を多く集めている弁護士は、常に署名用紙を10枚くらい持ち歩いていて、ど

んな時でも署名を頼める体制をつくっている。水の向け方次第で簡単に集まると言っていた。あすわかの活動を頑張っている弁護士も、憲法カフェを通じてたくさん署名を集めているはずだが、事務所に集約していないのかもしれない。」

- ◆東京中央（渕上）「事務所として取り組むことが難しく、事務所ニュースに同封して発送はできていない。所員と、所員とつながりのある人に署名を集めている。他の事務所の話参考に、事務所内でももっと頑張ろうと言っていきたい。」
- ◆代々木総合（阿久津）「①署名用紙の大量発送、②相談室への署名用紙の設置、③月1回の駅頭宣伝、④地域の九条の会に弁護士が2人ずつ張り付いて、学習会や街頭署名と一緒に参加、⑤憲法学習会の講師活動、この5つに取り組んでいる。他の事務所の取り組みを聞いて、足りないことが2つあることがわかった。①プレッシャーをかける人が事務所内にいないこと、②外で集めた署名を事務所に持ち帰ってきていないこと、この2つ。」
- ◆渋谷共同（萩尾）「ニュース発送時に同封した署名の戻りは、返信用封筒を入れなかったからか200ぐらい。事務所で街頭宣伝もあまりやらなくなっているのと、署名をお願いするとすでに署名していることが多い。外では署名を集めている」
- ◆三多摩L/O（長尾）「事務所ニュースに同封した署名の戻りがほとんどで、学習会の講師に行ってもすでに署名しましたと言われることが多い。事務所内のボードで、署名を集めてきたら「正」の字で各人が何筆集めているかを見えるようにしているが、刺激になっていないかも。弁護士の尻を叩く人がいない。普通の相談者や依頼者にコツコツ集めていくしかない。」
- ◆東京東部（仲里）「東部は、一ヶ月前は80筆程度だったところ、各弁護士がコメント入りで依頼者に協力要請の手紙を発送したこと（返信用封筒つき）、現在1227筆になっています。1人の依頼者が25筆集めてくれた弁護士もいたりして、コメント入りお手紙は、かなり効果的です。」
- ◆海部「署名集めに苦勞しているところは、事務所の中でどれくらい憲法をめぐる情勢や運動について位置づけて話せているかが重要ではないか。東京南部L/Oでは意識して必ず事務所の会議では憲法情勢の討議を議題に入れている。」
- ◆須藤支部長よりまとめ「署名の集約締め切りは4月25日だが、憲法共同センターは参議院選挙の7月まで集めると言っている。引き続き、がんばりましょう。」

安保法制違憲訴訟を提訴（4月26日）

北千住法律事務所 黒岩 哲彦

2016年4月26日に安保法制違憲訴訟東京第一次訴訟を東京地裁に提訴しました。代理人は621人、差止原告が52人、国賠原告が457人です。代理人のうち元裁判官が33人、元検事正が3人参加しています。

なお、担当部は差止訴訟が民事1部、国賠訴訟が民事2部です。

前代未聞の戦争法強行の事態には前例のない裁判でも闘う

現在内閣法制局見解・閣議決定・国会の「採決」と戦争法を合憲とする公権解釈しか存在をしません。戦争法合憲との公権解釈に穴を開けることを目的としています。

多くの方から「敗訴リスク」のアドバイスを頂きました。あらゆる憲法訴訟、たとえば恵庭事件・長沼事件などの9条訴訟や朝日訴訟など25条訴訟など、リスクがない憲法裁判は存在しません。リスクを乗り越えてこそ闘いは進むと確信をしています。

「事件・争訟性」をいかに乗り越えるか一原告の決意を受け止めて

憲法訴訟に「事件・争訟性」が必要であることは法律家の常識です。すでに最高裁は市民が本人訴訟として提訴した安違憲訴訟について、「抽象的違憲訴訟」として門前払いの決定を出しています。

私たちは、「事件・争訟性」の壁の乗り越えるために市民の権利侵害を主張しています。具体的には、①平和を望む国民・市民、②先の戦争で被害を受けた者とその家族、③基地周辺の住民、④原子力発電所関係者、⑤ジャーナリスト、⑥地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者、⑦憲法研究者、⑧宗教者、⑨女性や子どもを持つ親たち、⑩若者などのそれぞれの事情を主張しています。

2つの訴訟の原告番号1番の方の決意を紹介します。

【差止訴訟原告・志田陽子さん（憲法学、武蔵野美術大学）】

「多くの教員が憲法教育および主権者教育のあり方として、学生に対して、政府見解と2015年7月・9月に採決にかけられた法制の内容の問題について賛否両論の材料提供を行うべきだと考えました。教員・研究者の多くが、本来の教育活動や社会活動に支障をきたすこととなりました。多くの自治体や大学が、「政治的論争を招く恐れがある」との理由で、「憲法」や「安全保障問題」を論題とした講演会や集会に場所を提供することを自粛した結果、多くの研究者や教員が講演会企画の中止などを余儀なくさせられました。今、多くの市民が、知りたい情報を信頼できる学識者から聞きたいと望んでいるにも変わらず、公民館などの会場が借りにくくなっているため、その機会を狭められています。このように、2014年7月以来、教育現場や自治体の集会所管理責任者が困惑と精神的委縮状態に陥った結果、その影響下にある多数の研究者・教員が、職責遂行上の不利益と、人格的損害を被っています。」

【国家賠償請求訴訟原告・堀尾輝久さん（教育思想、東大名誉教授）】

「その憲法が不法にして不適切な仕方では犯される事態は堪え難い苦痛である。さらに、その状況は教育

がそして子どもたちの未来が黒い雲で覆われていくことを予見できる事態といわねばならない。そうならないためには、子どもたちの、そして未来世代の権利を守る責任をもつ世代の、戦前戦中そして戦後を生きてきた人間の一人として、歴史をとおして培われてきた普遍的な正義の感覚と平和の思想を自らのものにしようと生きてきた人間として、法の前に立ちたいと思う。長らく教育研究に身をおき憲法・教育基本法の依拠する教育条理を明らかにし、平和の思想史と平和教育の実践的研究に携わり、前文・9条に誇りを持って生きてきた者として、司法の場でこの法が適性手続きを無視し立憲主義を侵して立法され、その内容は明らかに前文及び9条に違反し、13条にも反するとして、その違憲性が裁かれることを心から願っている。」

違憲判決が出る可能性はあるのか。

4月26日の朝のNHKの「(ここに注目!)『安保関連法反対の集団提訴へ』」

橋本淳解説委員はつぎのように解説をしています。「安全保障をめぐる過去の訴訟では違憲判決が極めて少なく、それだけハードルが高いのは間違いありません。そのひとつが「統治行為論」といわれるものです。安全保障のように高度の政治性がある事柄は司法審査になじまないという考え方で、これを理由に裁判所が憲法判断を避けたケースがたびたびあったのです。ただ今回は、少し状況が違うように思います。統治行為論は政治への信頼があったればこそ成り立つ考え方です。日本では法律を作るにあたって、内閣法制局が憲法との整合性を厳密にチェックしてきましたが、今回これが十分に機能したのか、疑問の声があります。そして、もうひとつは元裁判官、とりわけ最高裁の長官や判事として司法の屋台骨を支えた人たちが、相次いで憲法違反とする見解を表明していることです。元最高裁判事のひとり「責任ある法律の体をなしていない。司法をなめてはいけない」とまで述べています。最高裁のOBが法律の是非を語るのは極めて異例のこと。それほど危うさを感じているわけで、現役の裁判官に同じ考えの人がいてもおかしくありません。」

現役の裁判官への期待

私は、違憲訴訟に元裁判官・元検事正が多数参加していることや原発訴訟の福井地裁判決や大津地裁判決の実績からみると、現役の裁判官の中に戦争法違憲とする考えをもっている方がいることを確信しています。

三位一体の闘いで戦争法を廃止に追い込む

2000万人署名など大衆運動、選挙、違憲訴訟を三位一体で進めたいと思います。4月26日には福島地裁いわき支部でも200人が提訴し、今後、東京2次提訴と札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡など全国13の地裁でも提訴を予定しています。戦争法の廃止まで粘り強く闘ってゆきます。

憲法集会に参加して

東京南部法律事務所 大住 広太

2016年5月3日、やや風が強いものの、天気には恵まれ、東京臨海公園には神奈川と共済であった昨年を大きく上回る5万人もの人々が集まった。集団的自衛権の行使を認め、アメリカと共に戦争をすることを認める安保法(戦争法)、国内の産業、安全を破壊するTPP、辺野古への新基地建設、原発の再稼働など、国民の権利をないがしろにし、生活を破壊する政策を進める安倍政権に対する怒りを持った人々である。自由法曹団の旗の下には、30名以上が集まり、ゲストのあいさつ、野党各党のあいさつ、各分野からのリレートークに耳を傾けた。

どの発言者からも、憲法をないがしろにする現政権に対する怒りがあふれていた。

集会の終了後には、二手に分かれてデモ行進も行った。沿道や付近のマンションから手を振り応援してくれる人も多かった。



した。今後も継続して発信することを続けたいと思う。

誕生してから約70年、一文字も変えられることのなかった憲法が、正に今危機を迎えている。しかし、憲法記念日に発表された毎日新聞の世論調査では、憲法9条を改正すべきではないとする意見が52%にのぼっており、憲法を護る気運が高まっていることを感じさせる。政治の暴走を止め、憲法を護るために、改めて運動を起こすことの大切さを実感した。

メーデーに参加して

三多摩法律事務所 村松 暁

初めまして。三多摩法律事務所の新人の村松暁(68期)と申します。私はメーデーなるものに参加したことがなく、5月1日、初めて、三多摩メーデーに参加しました。

メーデーに参加して思ったことは、とにかく「あつい」ということでした。5月1日は、参加された方々の日頃の行いが良いのでしょうか、とても良い天気にも恵まれ、とても「暑」かった(その後のビールはとても美味しかったです)。

もっとも、ただ暑いだけではなく、参加された方々の「熱い」思いも感じました。それは、壇上からだけでなく、漏れ聞こえてくる周囲の会話からも、社会の様々な課題をなんとかしなければ、という参

加された方々の思いが伝わってきました。また、アスベスト問題や原発問題など様々な課題がありますが、それらは社会全体として考えるべき課題でありながら、きちんと認識できていない部分が多々あるなど感じました。今、自分自身が認識できていない分野にも、積極的に関心をもって目を向けていこうと思います。

また、私個人としては、憲法に反する安保法制が今年の3月29日に施行され、戦争する国作りが着々と進んでいることを、怖く思っています。7月集会という司法修習生が行うシンポジウムで、戦後70年をテーマに学習会を行い、一度できた流れは、進めば進むほど、止めることができなくなること学びました。戦争する国作りの動きを止めるには、今このときしかないと思います。参加された方々の熱い思いに便乗し、自分自身も、できることをできる範囲でやっていければと思います。

今後も、皆さまにはお世話になることが多々あると思いますが、ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願いいたします。



「法律家5団体主催～4月14日・刑訴法改悪に 反対する法律家・市民のデモ」

東京合同法律事務所 横山 雅

盗聴法の拡大・司法取引の導入を含む刑訴法一括改悪法案が4月14日、日本国民救援会の全面的バックアップの下、法律家5団体主催（自由法曹団の他に、社会文化法律センター、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本民主法律家協会）による刑訴法改悪に反対するデモが行われました。

雨の中でしたが、各地から合計300名近くの法律家・市民の方々が結集して下さいました。

4月14日は、タイムリーなことに午前中に参議院で法律案が審議入りした日でした。

本法案の問題点は、十分に明らかになって来ていますが、自公両党は、強行採決も辞さずの構えで国会での成立を狙っている状況にあります。

何としても廃案にするために、引き続き各運動にご参加下さるよう御願いたします。



弾圧事件についての学習会に参加して

東京法律事務所 北原 新

冒頭に堀越事件において公安警察が堀越さんを盗撮した映像が映し出されました。公安警察は堀越さんをターゲットにし、証拠を残そうとしていました。

弾圧事件とは「暴力装置としての国家機関（警察・公安調査庁・内閣調査室・検察庁・裁判所・税務署等々実力を以て機関の意思を強制出来る国家機関）（中略）が、政治目的を持って、特定の集団に対する打撃目的や政治課題を有利に図るため、特定の集団・個人に対する強制力による攻撃を行なう事（レジュメ P.1,L.4～8 抜粋）」です。国の機関が「暴力装置」など穏やかではありませんが、国家権力というのはそういうこともするということですね。裁判所までもが「暴力装置」とは。弾圧事件の場合、裁判所は決して「アンパイヤ」などではなく、「人民支配のための暴力装置の一環であり、その機能は警察等の機関の暴力の合法化（レジュメ P.3,L.18～19 抜粋）」であるということですので驚きです。

今夏は参議院選挙が控えており、国家権力側は野党が共闘して躍進することを恐れています。様々な手段を行使して阻んでくるでしょう。逮捕（あるいはその前）からの暴力装置の「連携」のとれたシステムで被告人が有罪とされかねない弾圧事件。選挙期間中、弾圧対策の体制をとる事務所の事務局としては、もし知らせを受けたら迅速かつ適切に対処する必要があると、特に今年選挙期間は警戒しなければならぬと思いました。

要請 & 記者会見しました！ ～高校生の政治活動の自由の問題～

事務局次長 仲里 歌織

支部ニュース前号にて、高校生の政治活動の自由の問題について決議を採択した旨報告させて頂きました（なお、決議は、文科省の通知及びQ&Aが、学校内で「政治的活動」等を行なうことを禁止するとともに、学校外についても「届出制」を容認するなど、政治活動の自由（表現の自由、集会結社の自由等）、思想良心の自由等を著しく侵害するものであることを指摘し、通知の撤回等を求める内容です。詳細はHPをご覧ください。）。

その後、新学期（4月7日頃）に向けた校則改定をにらみ、多くの方のご協力を得て、以下のスケジュールで、都内499校への決議の発送・東京都教育委員会への要請・東京都私学部への要請・記者会見を4月4日までに行いました。

- | | |
|----------|-------------------|
| 3月23日（水） | ： 幹事会で決議を採択 |
| 3月30日（水） | ： 都内499校の高校に決議を発送 |
| 3月31日（木） | ： 東京都教育委員会へ質問事項送付 |

4月 4日 (月) : 東京都教育委員会へ要請
 4月 4日 (月) : 東京都私学部 (私学行政課小中高校係) へ要請
 4月 4日 (月) : 記者会見@都庁



【記者会見の様子】



【記者会見の様子】



【東京都教育委員会への要請】



【東京都教育委員会への要請】

記者会見では、高校生、元高校社会科教員にも同席の上発言頂きました。いずれも貴重な発言であったことから、記者会見中も終了後も記者から様々な質問を受け、とても盛り上がりました。

早速、朝日新聞と東京新聞が翌日の朝刊に掲載してくれ、週末には東京民報が写真入りで大きく取り上げてくれました (決議自体の報道ではありませんが、しんぶん赤旗日曜版もこの問題を大きく取り上げてくれました)。

その後、東京都教育委員会からの4月18日付回答 (要請前に質問事項を送っていました) によれば、「政治的活動」について届出制・許可制にした高校とする予定である旨報告を受けている (または把握している) 高校はない、とのことでした。

短期間の集中的な取り組みでしたが、決議を採択するにとどまらず、4月の新学期前に都内全高校に決議を発送したり、記者会見をする等して問題を訴え、新聞を通じてメッセージを発するに至ったことは重要な成果であったと思います。

団東京支部では、今後もこの問題について力を入れて取り組んでいきますので、引き続きみなさまのご協力を頂きたい、よろしくお願いいたします!

*校則改定の情報がありましたら、ぜひ団東京支部に情報を提供頂けると幸いです。

【シンポジウム】おかしくない？投票できても声は出せない

～どうなる高校生の政治参加～

東京東部法律事務所 仲里 歌織

政治活動の自由の問題について、東京弁護士会主催でシンポジウムを企画しています。

文科省が定義する「政治的活動」の範囲は広く、届出制が導入されれば、シンポジウムへの参加や、演劇の観劇もテーマによっては学校に事前に届け出なければならないことになりかねません。また、「学校で『学費無料を！』と訴えたらダメなの？」、「Twitter やインスタもチェックされるの？」など、疑問や不安の声が聞こえてきます。

現役高校生・高校教諭・大学教授とともに、この問題について考え、特に「届出制」の問題点を明確にするために、シンポジウムを開催いたします。

ぜひご参加頂ければ幸いです。特に、高校生にご案内頂きたく、身近に高校生がいらっしゃる方、ぜひご協力お願いいたします。

記

開催日時 2016年6月1日(水) 開場 午後6時15分
開演 午後6時30分～午後8時30分

場 所 弁護士会館 2F クレオA
(最寄り駅：霞ヶ関駅 B1 出口直結)

入場料 入場無料

予 約 予約不要

内 容 第1部 問題提起

「高校生の政治活動をめぐり、今、何が起きているのか」

仲里歌織(弁護士)

第2部 話題提供

荒牧重人氏(山梨学院大学教授)

広田照幸氏(日本大学教授)

学生(現役高校生、18歳・19歳の卒業生)

高校教諭

主 催 東京弁護士会

共 催 日本弁護士連合会

問合せ先 東京弁護士会 人権課 03-3581-2205

新人紹介

平和や労働者の権利、生存権のために

代々木総合法律事務所 水谷 陽子

東京支部のみなさん、68期の水谷陽子と申します。代々木総合法律事務所に入所しました。修習生時代には68期7月集会の実行委員長をしており、団の先生方には大変お世話になりました！ありがとうございました。今後は後輩弁護士として、よろしくをお願いします。

◆自由法曹団の弁護士を目指したわけ

弁護士を目指したのは高校生の時で、それ以前は、戦争をなくすのに役に立てる職業に就きたいけど、そんな職業あるんかしら…と考えていました。平和問題に関心をもったきっかけは、たまたま中学時代に地雷について調べ物をしたことです。殺すのではなく障害を負わせることで敵の兵力や経済力を低下させるのが目的の兵器だということに、むちゃくちゃショックを受けました。人間がその人個人として恨まれて…ではなく、敵の力をそぐための道具として攻撃されるというのがとても怖かったです。(もちろん前者の場合も怖いですが、人間がモノ扱いされるという現実を知ったのが初めてでゾッとしたんです。)戦争が終わっても地雷が残っているせいでまだ傷つく人がいるという事実には、一度戦い始めると被害を終わらすのってむちゃくちゃ大変なんだな…と感じました。そんなことを考えていたらイラク戦争が起こり、「え、世界の戦争って全然終わらんのか？大人は何やっとなのか？」と中学生ながら腹を立てたのを覚えています。

しかしその後、高校生になり、今度は自分の祖父母が入所した高齢者施設でずさんな扱いを受け、「行き所がないせいで弱い立場になっている高齢者の権利が危うい！身近な問題でたたかわねば！」という気持ちで、コロッと弁護士を目指すことにしました。

悪い介護士とたたかうぞという気持ちで上京し法学部に入り法律の勉強を始めましたが、最初に勉強した民法の意思表示云々と自分のやりたい事の関連性が全く見いだせず法律の勉強に飽き、関心のある社会問題を学ぶことにしました。そこで、福祉現場で働いている青年たちの集会に行き話を聞いてみると、働き方の酷なことに驚きました。20人30人のお年寄りに対して夜勤は1人2人とか、先輩や同僚が辞めていくからノウハウが引き継げないとか…「そんな状況なら事故や虐待も起こるわ！」と納得しました。根本的な解決のためには福祉労働者を敵視するのではなくて、労働者が安全に働けるようにしないといけないと考え方が変わりました。

そしてなんやかんやで自由法曹団の先輩方の存在を知り、弁護士として平和や労働者の権利、生存権のために取り組める場所があるのが嬉しく、入団が楽しみでした。

◆今の活動

福島原発被害弁護団とアスベスト弁護団に加わりました。

また、2月の東京支部総会の懇親会では八法亭みややっこ先生に弟子入りを申し込みまして、先日中野の地域の方を相手に自分なりに憲法を落語風に話すというのに挑戦してみました。が、なかなか難しいですね、みややっこ先生のすごさが改めてわかりました。精進します。

◆将来の夢

うさぎを飼いたいです。今の住まいはペット不可で、しかも真下の部屋に大家さんが住んでいて、こ

っさり飼うこともできません。いつかうさぎの飼える部屋に引っ越して、毎日うさぎをもかわいがる生活をしたいです。弁護士生活とペット飼育を両立されている先輩に、ぜひアドバイスを頂きたいです。
◆うさぎ問題などの生活面も含め、事務所を越えて見守ってください。そして、一緒に元気に活動しましょう。よろしくお願い致します。

たたかう法曹の一員として、様々な社会の不条理 に立ち向かいたい

旬報法律事務所 伊藤 安奈

初めまして。今年、自由法曹団に入団いたしました、旬報法律事務所68期の伊藤安奈と申します。東京支部の皆様、この場を借りて、自己紹介させていただきます。

私は、宮城県栗原市志波姫という、田んぼに囲まれたのどかな田舎町で生まれ育ちました。中学ではバレーボールに明け暮れ、高校でもバレーサークルに所属していました。高校卒業後、早稲田大学法学部に入学し、アジアの法学生との国際交流サークルの活動に没頭し、3年次には代表も務めました。その後、早稲田大学大学院法務研究科を修了し、名古屋での修習を経て、昨年12月、弁護士となりました。

私が弁護士を志したのは、大学生の時に、ある法律事務所でインターンをしたことがきっかけでした。担当して下さった先生には、弁護団会議や団体の総会など、非常に貴重な場に連れて行っていただき、多くの方々と交流する機会を得ました。インターンを通して、労働や薬害、貧困など、大きくニュースには取り上げられていなくとも、日本には、こんなにも多くの問題が存在するのだということに気付かされ、衝撃を受けました。

その中でも特に私の心に残ったのが、労働問題でした。当時、労働法の知識はまったくありませんでしたが、原告の方の悲痛な訴えから、生活の基盤である労働において不利益な扱いを受けることは、その人自身はもちろん、その家族の人生も狂わせかねない残酷なものであることが痛いほど伝わってきました。弁護士からは、事件の背景にある構造的な問題やその解決にかける思いを熱く語るのを聞き、個々の事件を解決するだけでなく、事件の背景にある問題を解決することの重要性を学びました。そして、弁護士がピラ配りやデモで声を上げ、国会議員に要請に行き、全国各地で開かれる会議などに飛び回る姿を目にし、私も弁護士と言う自由な立場で、自由なやり方で、社会にある問題、特に労働問題に取り組みたいと決意し、今に至ります。

自由法曹団には、入団されている諸先輩方の活動を目にし、私もたたかう法曹の一員として、様々な社会の不条理に立ち向かいたいという思いから、入団いたしました。まだまだ非力な弁護士ではありますが、各分野で活躍されている先輩方と早く肩を並べられるよう、労働問題はもちろん、平和や貧困問題などの課題にも取り組み、邁進していきたいと思っております。諸先輩方におかれましては、ご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

若手弁護士へのメッセージ

練馬・市民と子ども法律事務所 津田 玄児

私の取り組みは、事件も市民と子どもを中心としたものであり、それも弁護士会が中心で、執筆の依頼をうけ、果たして先進的取組に励んでいる団の若手のみなさんに、メッセージをお送りすることができるのか悩みました。しかし異常な速度で進む、戦争法制と新自由主義化の進行が、私が取り組む市民と子どもの生活に、しわよせされその貧困をもたらし、安全と幸せを奪っています。子どもと共にこれらの解決のために力を尽くすことは、すべての人が、戦争の不安から解放され、豊かな生活をとりもどす力になるわけで、参考にしていただければと考え、書くことにしました。

私の取組は、私自身の生育過程に根差しています。それは、「入団にあたってのご挨拶」に書いたとおりです。今では弁護士の誰でもが、少年事件だけではなく、広く子どもの人権にかかわる事件に、多様な形でかかわるようになっていますが、私が登録した、1963年頃は子どもへの権利侵害に取り組む弁護士はほとんどなく、少年事件でさえもこれを扱う弁護士は稀でした。私もその例外ではありませんでした。それでも子どもの人権に関心をもつようになったのは、当時法務省が提起した、少年法改悪の問題を日弁連で担当し、1966年に公表された日弁連意見書の作成に中心にかかわってからです。

意見書作りや、そしてその取組を通して、少年事件も扱うようになり、非行に陥る殆んど子どもたちが、必要な援助が受けられない、成育過程の貧しさに、原因があることに、気付くようになりました。1978年11月に高松で開催された、日弁連の人権大会は、翌年が子どもの権利宣言から10年目にあたり、国際児童年として、世界をあげて宣言の到達点を探る年とされたことを受けてのものでした。少年法改悪阻止のとりくみの中心にいた私も、実行委員となり、そこで少年法改悪の対象となっている子どもたちが、その生育過程で成長発達に、損なわれている現実にもふれました。「子さ打て・子殺し」「子連れ心中」「どぶ池事故」そして「子どもの自殺」「少女買春」「無認可保育所」「収容施設での虐待」また「落ちこぼれ」「学校事故」などが、子どもの成長発達を脅かしている現実を知りました。この人権大会では、これらの問題の背景にある、社会病理や福祉教育行政の貧困を問題にし、こうした現実を訴え、子どもの成長発達権の確立を呼びかけ、広く注目を集めました。

この国際児童年を受けて、国連は子どもの権利に関する条約の作成作業を進め、1989年11月20日に、たくさん子どもで埋められた会場で、全員一致で採択されました。この条約は、20番目の批准国の批准書が寄託された、30日後である、1990年9月2日に異例の速さで発効し、2015年10月現在では196か国が批准を終え、アメリカ合衆国を除く国連加入の全国家・地域が、批准し、唯一の未批准国であるアメリカ合衆国も批准の意思を示す署名は終え、文字とおり、世界の法規範としての体裁を整えています。日本は1994年4月22日批准書を国連事務総長に寄託し、国内では30日後の5月22日に条約が発効しました。158番目の締約国です。なお条約には、3つの選択議定書があり、日本政府は、その2つについては、批准していますが、個人通報を認める3番目の選択議定書は未批准です。

子どもの権利に関する条約の実施については、各締約国は、定期的にその状況と、問題点を国連が設けた子どもの権利委員会に報告し、審査を受けることになっています。日本政府は、1996年5月、2001年11月、2008年4月に報告書を提出し、委員会の審査を受け、1998年6月、2004年1月、2010年6月に各最終所見を受け、現在第4回・第5回統一報告書を作成中である。委員

会は政府報告書について、提出国の NGO、国連の機関を招いて予備審査を行い、それを受けて質問リストを出し、その回答と報告書に基づく審査を行なって最終所見を示しています。

市民と子どもを中心とした、事件を扱う私たちの事務所の取り組みは、現在、憲法とこの条約を基盤にして展開しています。そこでいう子どもの権利の基本は、子どもを保護の対象とし捉えるのではなく、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体として把握することにあるということで、子どもの意見・気持ちを大切にすることが基本だと考えています。

この点についていうとサッカーの試合で、雷鳴が聞こえており、生徒たちから「やめられませんか」といわれた引率の教師が、相手があることだから中止はできないと聞き入れなかった結果、落雷の被害を受けたという事件をやったことがあります。1 審も 2 審も雷は自然現象なのでと、学校の責任を認めませんでした。最高裁でようやく責任が認められましたが、学校が生徒の命よりも、試合の続行を大切にしたいわけで、恐ろしいことです。さらに、学校では体罰は禁止されていますが、悪ふざけの対象となったことに立腹して、指導と称して有形力行使を是認した最高裁判所の裁判例があります。悪ふざけの対象となったことに立腹したというのですから、腹立ちまぎれであることが推定され、なにをかいわんやです。日常の生活にあっても、夫と離婚をするにあたって、ついでにこない子どもを拉致監禁した母親の事件に遭遇したことがあります。子どもが親のいうことに従うのが当然だとして、「子どもは黙っていなさい」という親の典型です。子どもが死んでいるのに「しつけ」だったという弁解をする記事にもよく出会います。子どものためだとはいうものの、本当は子どもの気持ちに関係なく自分の思いのままに仕切ろうとしているのです。反対に子どもの権利条例を制定しようとする、子どものわがままを許すことになる、強い反対が起こります。そのため子どもの権利という用語すら使えないということもあります。自分のいうことは通すが、子どもにはわがままだとして許さないのです。

私は、こうした一つ一つの局面で、子どもを本当に尊重することから築きあげてゆかねばならないと思っています。現実には、38 年前高松の人権大会で問題にされた問題状況が、残っているのではない、いや福祉や教育の面で金儲けに道を開いたり、子どもの貧困がすすんだりしてある面では、もっと悪くなっているのかもしれないとさえ思います。国連委員会からは、「社会における子どもに対するこれまでの姿勢が、家庭、学校、その外の施設および社会全般において、子どもの意見の尊重を制限している」と指摘されています。その根は深いと思う毎日です。

4 月幹事会議事録

1 情勢

参院選 15 選挙区で統一候補、衆院北海道 5 区補選の状況等

2 諸課題と支部の取り組み

① 司法関係

刑訴法改悪法案の国会審議状況

4 月 14 日参院法務委員会で審議入り（今市事件の一部可視化の危険性）

同日昼デモ 300 名超参加（You Tube に動画あり）

4月19日参考人質疑（小池振一郎団員、桜井昌司さん）

4月21日対政府質疑

4月26日参考人質疑予定 運動予定→FAXニュースで告知

4月27日12時～ 刑事法研究者反対院内集会（参院会館101）

5月10日17時～ 法律家5団体外刑事法研究者の会等8団体共催で院内集会（参院会館1階講堂）

5団体声明賛同者引き続き収集

②労働法制関係

改悪派遣法の問題点を大久保次長より報告（改悪派遣法対応マニュアル）

→派遣労働者の直接雇用や正社員化の道を奪う専門26業務廃止

生涯派遣を強要する「3年の事業所単位の期間制限」「3年の個人単位の期間制限」導入

派遣切りの自由の危険をもたらす「個人単位の期間制限」等

本日院内集会開催→組合員含めて50名程参加

③教育関係

18歳選挙権と高校生の政治活動・選挙運動規制

都教委等への申し入れ

→申し入れ後の会見、朝日、東京、東京民報等各紙で報道）

都教委より回答

18歳選挙権と高校生の政治活動について本部と共同でリーフ作成

リーフ2万部発行予定、7000～8000部を都内で活用する必要あり

費用は本部持ち、赤字・黒字の負担割合は本部：支部＝4：1という提案がリーフPTよりあった。支部としてはこれを承認。

5月12日18時30分～教育問題委員会で引き続き議論

6月 1日18時30分～どうなる高校生の政治参加シンポジウム開催

（弁護士会館クレオ）→都内高校のリスト提供

④都政関係等

立川生活保護受給者自殺問題

立川の生活保護をよくする会等と調査団を結成 本部貧困委員会と連携

国民健康保険の国保調整金の問題

→差し押さえ件数に比例して交付金が増える仕組み、社保協等の他団体との会議に出席し問題を把握

5月9日、6月8日 オスプレイ連続学習会開催（3回目日程未定）

3 その他

支部運営 - 財政等

・団費滞納者の件

・5月集会支部代表者会議萩尾事務局長出席の方向で調整

・メーデー→刑訴法5. 10院内集会のピラとあすわかのリーフを撒く
 本部将来問題委員会からのアンケートに回答
 ソフトボール大会 10月28日(金)に決定
 地域幹事会 - 7月20日(水)北千住地域
 11月22日(火)日野地域

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします!

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です!

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします!

① 所得補償保険

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプラン**では、**入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、
 職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
 保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

対象期間 満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
 保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年

支払対象外 期間 満年齢	対象期間			
	372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
 TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
 TEL: 03 (3593) 5112